

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方(案)
1	計画全体	生物多様性の保全が、小さくしかとりあげられていない。この視点が、地球環境を考える上で基本であるため、もっと、わかりやすく取り上げ、市民にしっかり理解してもらうことが必要だと考える。	本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画(新たに生物多様性地域戦略の内容を含む)と連携を図りながら、生物多様性保全に関する記載の充実を図っていきたいと考えています。
2	計画全体	現状の骨子案では生物多様性の記述が非常に乏しい。市内には公立公園だけでも昭和の森公園や泉公園、青葉の森など素晴らしい自然環境を伴った公園が多く、さらに生産緑地とそれに付帯する溜池や用水路、周囲の雑木林が豊富に存在しているが、それらの生物多様性が殆ど考慮されていない。国の資料等を参考に、生物多様性を考慮した記載を検討してほしい。	本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画(新たに生物多様性地域戦略の内容を含む)と連携を図りながら、生物多様性保全に関する記載の充実を図っていきたいと考えています。
3	計画全体	緑と水辺のまちづくりというのは公園作りのことかと思える内容に驚き残念に思う。グリーンインフラで効果大とされている環境が置き去りにされ、利用効果ばかりを求める従来型の「緑と水辺のまちづくり」にならないよう転換を確実にしなければならないと考える。行政は大所高所から物を見て利用効果に偏った対策では千葉市の自然環境はなくなってしまう。千葉市の特性は海、川、北総台地の緑、畑地、谷津田と多様な環境に恵まれ、それに伴い豊かな生物多様性を育みその恩恵にも浴している。単に公園作りから脱却して自然環境・生物多様性と一緒歩む「緑と水辺のまちづくり」であってほしいと願う。	本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画(新たに生物多様性地域戦略の内容を含む)と連携を図りながら、生物多様性保全に関する記載の充実を図っていきたいと考えています。
4	第1章はじめに 5 本計画の概要	千葉市全域の緑と水辺とあります。緑区、若葉区を拠点に業務を営んでいるが、この二区は市にとって重要な水源涵養域であり、生産拠点であり、環境上守るべき重要な地域でもある。市街化調整区域において、資材置き場、産廃埋設、太陽光発電設備、碎石・山砂や残土のストックヤードなどが虫食い状に増えている。それらが土中の水と空気の流れを停滞させる影響は、周辺から広域に及び、周辺の山林の荒廃、河川・水路の泥つまりをもたらす。ここ数年大変加速している。山河の質の劣化はここに住む魅力を奪い、災害の危険を増幅する。計画の対象が、「千葉市全域の緑と水辺」という趣旨に賛同すると同時に、まずは山林や緑地の現状と、その影響が周辺にどう及んでいるか、その調査対策を切に望む。	本市東部の緑と水辺については、「全市レベル」からみた、緑と水辺の骨格となり重要なものと認識しています。こうした地域の緑と水辺については、手入れが行き届かない状況も生じてきており、詳細な状況の把握についても検討していく必要があると考えてます。

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
5	第2章 緑と水辺の現状と課題 1 緑の現状	<p>緑はその質が問題であり、荒廃した里山は環境保全機能を大きく減じて、生活環境を脅かしている。健康な山林本来の通気浸透機能を減じると、河川の恒常性の喪失、水源の枯渇、水の浄化力の減衰、土砂の流出、土砂崩壊の誘発、地滑りの危険増大、そして生物多様性の喪失が起こる。さらには野生動物の行動を変えて農作物被害の増加にもつながる。緑の面積ではなく、質について焦点を当て、その回復と保全のために本質的な面から対応する必要があると考える。</p>	<p>森林等について、手入れが行き届かず、その質が低下することは、グリーンインフラとしての様々な機能の低下にもつながっていくことを認識しています。森林等の所有者等に対しての管理を促すための方向性や、また、土壌環境（土中環境）の改善の取組みについて、取組の対象地として適している場所を検討した上で施策展開等を検討していく必要があると考えています。</p>
6	第2章 緑と水辺の現状と課題 1 緑の現状	<p>確かに昔は樹木が多く杉木を生産し、薪を生産し東京に出荷していた。資金源でなくなった今日は、手入れに手間がかかり落ち葉掃きもせず、簡単にチェーンソーで伐られるようになった。 くみんなの目標、このままこの緑を守っていこう。市内の緑被地は、市民の呼吸による排出量に相当する二酸化炭素を吸収できるという試算になる。>と云う根拠で何としても公園・緑地が緑が減るのを止めたい。以前は夜になると林から冷気が流れてきて明け方は寒いぐらいであった。</p>	<p>緑の減少抑制に関するご意見について、本計画では、緑被率を成果指標として設定し、近年の動向からみて、この先、緑被率を向上していくことは容易ではないため、水準を保つことを目標にしたいと考えています。</p>
7	第2章 緑と水辺の現状と課題 2 水辺の現状	<p>「河川改修にあたり、多様な生物が生息できる多自然型川作りも行っている」とありますが、川は山から海まで一体で、なおかつ、その都度、周辺からの土中の水を集めては周辺大地に供給するという働きによって土地を涵養している。多自然型河川作りをできるところだけで行うのではなく、河川全体の計画に反映できるよう、部署を跨いだ連携の検討を。特に崩壊箇所の対策で、布団籠工法を用いる事例が多く見られる。その施工は有効に見えるが、現在の工法においては実はコンクリート護岸と変わらぬほどに、その重量が川底の通気透水性にダメージをもたらしている。不織布等の人工素材を使うことによって、山からの水の浸透を遮断し、川底の泥詰まりをきたし、周辺の山の荒廃を招いている。このことは、護岸改修後の周辺の竹林化、ヤブ化、斜面の表土流出などの変化を見れば明らか。水辺全域が対象であり、部分的局所的に取り組むのではなく、そもそも河川や水辺のあり方から、洗い直すことも必要と思う。</p>	<p>多自然川づくりについては、生き物の生息・生育・繁殖環境や、川辺の景観保全・創出に資する重要な取組と認識としています。河川の改修に関しては、本市だけでなく、他の行政機関も関係するため、部署を跨いだ連携や多自然川づくりの工法の改善等に関するご意見については、関係機関にもご意見として伝えつつ、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
8	第2章 緑と水辺の現状と課題 2 水辺の現状	<p>千葉市には山がなく、川と名前が付くものはみな緑区から発しているが、土気地区の大木戸、あずみが丘、昭和の森の、広域な森林が太平洋の水蒸気の水源涵養地帯であり、昔は外房線の線路脇の側溝に水が流れていた。</p> <p>千葉市に隣接する雄蛇ヶ池、小中池も緑区側の森林が水源になっている。宅地化されて水源がなくなり森が乾いてしまった。今一つは宅地化され雨水は、分流式で川に出ず排水管で海へ流れていってしまうので、川の水がないのは当たり前。花見川は水源の方が低い疎水であることから、水に関しては「ちばの礎」と云わず自然体で無理しないのがよいと考える。都川支線の水質調査をしているが、水質は良いということは分流式がうまく機能しているということ。従ってもう少し雨水が川に流れるようにしたら潤いが出る。</p>	<p>本市の河川に関するご意見については、今後の計画素案の検討にあたっての参考にさせていただきます。</p>
9	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況	<p>今後、再生エネルギーの拡大を旗印に、緑地の削減が懸念されます。緑地（休耕田を含む）のソーラーパネル化は市としてなんらかの制約を定めるべきではないか。生態系への影響も大きいと思われるため、担当部署だけではなく、市として検討を進めていただきたい。</p>	<p>太陽光発電設備については、国により周辺への環境配慮を含めた計画・設置・維持管理に係るガイドラインが策定されております。</p> <p>本市においては、法令関係部署が連携し、関係法令の遵守はもとより、周辺環境への配慮等、ガイドラインに沿った対応を計画段階から設置事業者に求めているところであり、今後も環境配慮が適切に講じられた太陽光発電設備の設置・維持管理がなされるよう、努めて参ります。</p> <p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
10	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (1) 海辺	<p>稲毛海浜公園、海に見えるレストラン、リニューアル事業、千葉中央港のレストラン、旅客船クルーズ、マルシェは、文字で書くだけでなく写真を入れた方がいいと思う。</p>	<p>今後、計画素案をまとめていく段階で写真やイメージイラストの挿入を図っていきたいと考えています。</p>
11	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (2) 川辺	<p>鹿島川の記述の中に「農振農用地」とありますが、意味が分かりませんでした。詳しく書くか、同じページ内に注釈が必要だと思う。</p>	<p>今後、計画素案をまとめていく段階で専門用語への注釈や、巻末への用語集の掲載をしていきます。</p>

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
12	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (2)川辺	都川の記述「坂月川周辺では特別史跡加曾利貝塚が指定され」は、「坂月川周辺では加曾利貝塚が特別史跡に指定され」のほうがわかりやすいと思う。	今後、計画素案をまとめていく段階でより分かり易い文書表現となるよう修文・推敲をしていきます。
13	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (3)公園	<配置>のところの文章、文字で数値を列記するよりも、図を使って説明する方がわかりやすいと思う。	今後、計画素案をまとめていく段階でより分かり易いように図やグラフの挿入をしていきます。
14	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (3)公園	公園の緑地もまた、土は硬化し樹木は根上りして、豪雨の際には大量の泥水が排水溝に流れ込む、そんな箇所が非常に増えている。本来、町の緑地はその涵養力を生かし、水害等の災害防止機能を果たす重要な役割がある。そのために木々を健全に生かすことが、町の風格、地域の魅力向上、住む人の心身の保養につながっていたはず。落ち葉掃除や草刈り等の日常の維持管理においても、今は樹木の下まで土をむき出しにしている。それによって雨撃を表土が受けて泥水となり、土中の浸透空隙を目詰まりさせて、ますます公園の環境保全機能を奪う。硬化した土中では微生物含めて生物種は減少する。このことは鳥類や蟬などの昆虫類の多様性も失われ、ムクドリやカラスといった特定種のみ集合を招くなど、不健康で不快な環境を助長していく。公園の外周林にかつて設けられていた浸透促進のための素掘り溝や植栽の起伏など、持続的な「雨庭」としての機能について、現代の標準施工の中で考えるのではなく、失われたかつての施工の意味を再発掘することで、公園緑地の環境機能が減衰せずにむしろより健康に育ってゆく。そのようなあり方を今再構築する必要があると考える。	公園における雨水の貯留・浸透機能の向上を図ることは、健全な水循環系の保全だけでなく、治水の側面からも重要と認識しています。落ち葉清掃等に関するご意見については、今後の維持管理業務において、参考にさせていただきたいと考えています。また、雨庭の整備に関するご意見については、施策の方向性として、今後検討していきたいと考えています。雨庭の具体的なつくりとして、公園外周部に素掘り側溝を設けること等については、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
15	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (4) 街路樹	高木・大木の存在は町の風格を表し、品格をもたらし、住民や行政の意識の高さを示す。最近では落ち葉やムクドリの集合などへの苦情対応もあり、木々を痛めるほどの強剪定、高木の伐採が行われるだけでなく、新規緑地でさえ高木を植えない傾向にあるが、それでは環境効果を期待することができない。木々が健康に育つことで環境効果を発揮できるよう、改善の方法、手入れの方法について再検討するべきと考える。同時に、高木の街並みづくり、微気候緩和などの環境醸成を主眼に、電線、歩道、車道のあり方、樹木枝葉の位置などを、再検討できればと願う。	高木等は夏場の日陰の形成、二酸化炭素の吸収等、環境改善に果たす効果が大きく、また、シンボルロードの樹木は街並みや景観の形成にも資するものと認識しています。樹木の手入れの方法等や、歩道・車道のあり方等の再検討に関するご意見については、既成市街地の大幅改造が難しいこともあり、街路樹について適正化と街並み等を意識した対応に関する施策の方向性の位置づけを検討していきたいと考えています。
16	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (5) 住宅・民間施設・公共施設	595.7haの緑地協定を締結しています、とあるが、595.7haの広さが実感しにくいので、マリスタジアム〇個分などと例えていただけると良いと思う。	今後、計画素案をまとめていく段階で緑地協定締結地区の面積等について、身近なものとの対比でより実感が湧くような工夫を検討していきます。なお、ZOZOマリスタジアムの面積（施設本体＋グラウンド）が約3haであるため、緑地協定地区は、同スタジアムの約199個分となります。
17	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (6) 花の空間	オオガハスや、花のあふれるまちづくりの具体例が分かる写真を入れると良いと思う。	今後、計画素案をまとめていく段階で写真の挿入を図ってきたいと考えています。
18	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (8) 農地	農地や土手における野放しの除草剤使用が排水溝の詰まり、泥の堆積を増やし、冠水の原因にもなる。除草剤散布により表土は乾き、砂のようになって浸透機能を失うだけでなく、土地の生産性、地下水の涵養、浄化機能にも影響する。また、除草剤は通学路など、子どもが日常に通る場所においても規制なく使われて、健康不安も危惧される。特に農地周辺で多い除草剤の多用について、地域の環境を守るために規制も必要に思う。農地面積を守るばかりでなく、涵養機能等の環境効果を保つあり方にも視点を向けていただきたい。	農業は、用法等を誤ると人や生物、環境に悪影響を及ぼす恐れがあると認識しています。本市では、農薬使用のルールを守っていただけるようにホームページ等で周知を図っています。農薬の使用規制にもなう健全な農地の保全に関するご意見については、今後の施策検討にあたっての参考にさせていただきます

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
19	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (9) 谷津田・森林	特別緑地保全地区や谷津田の写真があると良いと思う。	今後、計画素案をまとめていく段階で写真の挿入を図っていきたくて考えています。
20	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (9) 谷津田・森林	千葉市の特徴である「(9) 谷津田・森林」が位置づけられていることは非常に良いと思う。 ＜運営＞の箇所にも、高齢化等による維持管理が困難な状況に加えて、放棄による谷津田・森林（里山）の荒廃やアライグマ等の外来種やイノシシの増加による被害の状況、無秩序な太陽光発電所の設置による環境問題についても触れる必要がある。 「(8) 農地」についても同様です。	本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画（新たに生物多様性地域戦略の内容を含む）及び、農業基本計画と連携を図りながら、有害鳥獣等の状況等について記載を検討していきたいと考えています。 また、太陽光発電設備については、国により周辺への環境配慮を含めた計画・設置・維持管理に係るガイドラインが策定されております。本市においては、法令関係部署が連携し、関係法令の遵守はもとより、周辺環境への配慮等、ガイドラインに沿った対応を計画段階から設置事業者に求めているところであり、今後も環境配慮が適切に講じられた太陽光発電設備の設置・維持管理がなされるよう、努めて参ります。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
21	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 (10) 共通事項	＜量一質＞ 例えば、公園周辺の樹木が大径木化しているところでは、周囲との物理的・心理的な隔たりが生じている状況を改善し、これは都市の住宅地によっては幹を眺める街の歴史を象徴するものとして扱っているところもある。樹木が大きくなると経費がかさんで大変だが、樹木は切らなないと伸びる速度が遅いので何十年もあまり手をかけないで住むこともある。 また先日の房総台風で、おゆみ野近辺の市営住宅、おゆみ野第一団地、おゆみ野第二団地、菅田一丁目団地の三つの中でおゆみ野第二団地だけが被害にあわなかった。この地域は昔から季節風や台風として「南東の風」「北西の風」の防風林として屋敷林があったが、造成で伐採された。おゆみ野第二団地は南側が企業庁の水道配水所、北側がなかよし公園の原生林があったため被害がなかった。たの2団地は当該方向が空き地のため午前2時頃2時間半に渡り吹き込まれて大きな被害を被った。おゆみ野ふれあい館、小谷小学校、鎌取コミュニティセンター体育館、緑区役所正面玄関が被害にあっている。夏の道公園は少し高台にあり周辺住宅が被害を受けている。緑区役所正面の榎の木は造り方によって吹き込み状態はかなり変わり被害が減るかもしれない。建材の使い方が適正でなくコーキング切れによるので風圧が少し変わるだけで被害が起きないことが多い。おゆみ野5丁目のバザール通り沿いの歯科医院は道路と風向きが一致しているため風で窓ガラスがたわみ、風が吹く時はBOXカーを移動しないと被害を受ける。おゆみ野中央9丁目の住民は風除けの高い生垣や樹木を作っている家がある。これは県の農林センターが周辺住民の落ち葉クレームで敷地内の高木を切ったため少し離れた地域で風害を受けるようになった。いずれにしても気候変化による問題が温度の他に風にも発生しているので、何代にもわたるソフトの積み上げがないと解決できないと思うが、公園があっても樹木の手入れが悪いと市の品格が下がる。災害と兼ね合わせた項目でチェックし、手のかけ方で松竹梅と公園を格付けししばらく行ってみたらどうか。	公園内の大きな樹木については、まちの歴史を感じるものとして地域に親しまれたり、防風の役割も果たし、また、これと同時に、大径木化した樹木が公園利用にあたっての心理的な障壁となる場合もあります。地域の声を聴きながら、状況に応じて、ケースバイケースで対応を図っていくことになると考えています。今後の公園管理に関するご意見として参考にさせていただきます。

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
22	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況(10) 共通事項	「選択と集中」、「戦略的な施策展開」などの言葉があるが、具体的にどう検討されたのかわからない。やむを得ず切り捨てたものは何か知りたい。骨子（案）の内容が全てが「選択と集中」を検討した結果でという言い分は説明にならない。	「選択と集中」、「戦略的な施策展開」に関するご意見について、一例として、公園については、本市の公園の整備量は令和3年度末(2021年度末)で1,155箇所を上り、設置から30年以上経過したものが大半を占め、施設の老朽化が進んでいます。今後の財政状況を考慮すると、全ての公園のリニューアルは困難であり、対象を絞っていくことが必要であり、そうした意味で「選択と集中」、「戦略的な施策展開」を用いています。また、本市の緑と水辺に関する各種施策は、本計画と関連する他の計画との連携を図りながら進めた方が、施策の推進上は有効であるため、「戦略的な施策展開」を用いています。
23	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況(10) 共通事項	「積極的に表彰していくことも選択肢と考えられます。」が、誰目線の発言で誰に向けた文章なのかわかりにくい。	今後、計画素案をまとめていく段階でより分かり易い文書表現となるよう修正・推敲をしていきます。
24	第2章 緑と水辺の現状と課題 4 緑と水辺のまちづくりに関わる国の動向（法改正等）	グリーンインフラの取り組み推進について、環境の健全化が必要であり、それを損なう要因もきちんと目を向けてゆく必要がある。特に今のグレーインフラ整備は、土中の水と空気を停滞させて、周辺環境を傷める構造が内在している。その点を直視し、グリーンインフラの機能を効果的で持続的なものとする上で、グレーインフラのあり方、工法も考え直す必要がある。そこに踏み込んだ検討が早く始まることを望む。	新たな計画においては、グリーンインフラの考え方を重視し、自然環境が有する機能をまちづくりに活かしていきたいと考えています。グリーンインフラとグレーインフラとの関係については、両者の良さを組み合わせて、最適な関係を模索していきたいと考えています。
25	第2章 緑と水辺の現状と課題 5 本市のまちづくりや緑と水辺を取り巻く状況	生物多様性の動向についても項目を追加して述べる必要がある。国の資料等を参考に。	本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画（新たに生物多様性地域戦略の内容を含む）と連携を図りながら、生物多様性保全に関する記載の充実を図っていきたいと考えています。

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
26	第2章 緑と水辺の現状と課題 6 市民意識	子ども・若者のカワークショッップの様子を写真で入れるとわかりやすいです。子どもから生物多様性の保全が提案されたことがすばらしいです。私たち大人は重く受け止めるべきです。	計画骨子（案）において、子ども・若者のカワークショッップの1コマを資料編に写真として掲載しています。 また、本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画（新たに生物多様性地域戦略の内容を含む）と連携を図りながら、生物多様性保全に関する記載の充実を図っていきたく考えています。
27	第2章 緑と水辺の現状と課題 7 本計画で設定するまちづくり及び緑と水辺の主な課題	「3緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況」で述べたように、水と緑の課題として、高齢化等による維持管理が困難な状況に加えて、放棄による谷津田・森林（里山）の荒廃やアライグマ等の外来種やイノシシの増加による被害の状況、無秩序な太陽光発電所の設置による環境問題についても触れる必要がある。	本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画（新たに生物多様性地域戦略の内容を含む）や、農業基本計画と連携を図りながら、有害鳥獣等の状況等について記載を検討していきたく考えています。 また、太陽光発電設備については、国により周辺への環境配慮を含めた計画・設置・維持管理に係るガイドラインが策定されております。本市においては、法令関係部署が連携し、関係法令の遵守はもとより、周辺環境への配慮等、ガイドラインに沿った対応を計画段階から設置事業者に求めているところであり、今後も環境配慮が適切に講じられた太陽光発電設備の設置・維持管理がなされるよう、努めて参ります。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
28	第2章 緑と水辺の現状と課題 7 本計画で設定するまちづくり及び緑と水辺の主な課題	市民のアンケート等で、公園に関していろいろとあるが、広い公園については、市の担当課だけでなく、地域住民の協力を得られるようにしていく必要があると思う。もちろん、地行の中の小規模公園の清掃や落ち葉集めなど、現在取り組んでいることもあるが、自然を大切にすることを市民に感じてもらう工夫がより必要と思う。	大規模公園の管理については、指定管理者等が中心となって、イベント等の運営とセットで行っています。地域住民の方には、ボランティア等として公園の管理に関わっていただいています。一方で、身近な公園に管理については、清掃協力団体やパークマネジメント団体として、主体的に公園の管理に関わっていただいています。市民をはじめとして、多様な主体による公園管理については、今後の施策の方向性として重要なものと認識しています。
29	第2章 緑と水辺の現状と課題 7 本計画で設定するまちづくり及び緑と水辺の主な課題	手洗い、トイレに関しては、清潔感を重視してほしい。市民もきれいに利用する気持ちを持つよう周知していくことが大切だと思う。	市内の公園においては、洋式化が進んでいないトイレも多く、新たな計画においては、公園のトイレ快適化に関する施策の方向性の位置づけを検討しています。また、清潔感のあるトイレに関しては、利用者のマナーも重要と認識しており、日常の維持管理においては、清潔なトイレを保つていく上での周知等を図っていきたく考えています。

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
30	第3章 本計画における基本的な考え方 1 本計画のテーマ	「緑と水辺の都市宣言中の豊かな緑と水辺の基盤となる「縄文」、首都圏にありながら、豊かな緑と水辺に恵まれているという「住みやすさ」、これらを次代へとつなぎ、住みやすさ日本一を目指したまちづくりをこの先も展望する」の視点は非常によいと思う。これには千葉市の特徴である「谷津田」の存在が欠かせません。そのことに注目して、テーマを展開されることを期待する。	新たな計画のテーマについては、今後の千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会のなかでも議論をしていきたいと考えています。テーマに関するご意見については、今後の検討にあたっての参考にさせていただきます。
31	第3章 本計画における基本的な考え方 2 目指す緑と水辺の姿 (1)計画のづくり(3つの視点)	「全市レベル」、「近隣レベル」、「緑と水辺にかかわる人々」をバランスよくという理解かもしれないが、全市レベルの説明が4ページ、他は1ページである。ハード重視、景観重視あわよくば観光地化を目指しているようである。発想を逆にし、市民が日常生活を営んでいる徒歩圏内の「緑と水辺」を充実させることを最優先し、財政面での余裕があればそちらに振り向けるべきではないか。	「全市レベル」の緑と水辺に関する記述が多くなっていますが、生活圏の「近隣レベル」や「緑と水辺に関わる人々」の内容も同様に重要と考えています。今後、計画素案を作成していく段階では、これらに関する記載の充実を図ってきたいと考えています。 また、徒歩圏内の緑と水辺の充実を最優先することに関するご意見については、今後の施策展開にあたっての参考とさせていただきます。
32	第3章 本計画における基本的な考え方 2 目指す緑と水辺の姿 (2)「全市レベル」で目指す緑と水辺の姿	「生物多様性」に関わるキーワードがありません。生物多様性や生態系ネットワークの視点からそれぞれのエリアの特徴とつながりについて記述する必要があります。	本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画（新たに生物多様性地域戦略の内容を含む）と連携を図りながら、生物多様性保全に関する記載の充実を図ってきたいと考えています。
33	第3章 本計画における基本的な考え方 2 目指す緑と水辺の姿 (2)「全市レベル」で目指す緑と水辺の姿	都川水の里公園近辺で、浸水被害を軽減するため川の幅を広げる工事が行われているが、過ぎたくなる川辺の景観が残されるのか疑問。下水道部門と公園部門がよく話し合っ、自然を感じられる川辺の景観を残していただきたいと思う。	都川水の里公園付近では、河川整備計画に基づき千葉県による都川本川及び千葉市による支川都川の河川改修が進められています。また、都川本川と支川都川との合流部分では、豪雨時の下流部への被害を軽減するための多目的遊水地となる都川水の里公園を整備中です。川辺の景観に関するご意見については、関係機関と連携して、今後の事業を進めていく上で参考とさせていただきます。

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
34	<p>第3章 本計画における基本的な考え方 2 目指す緑と水辺の姿 (3)「近隣レベル」で目指す緑と水辺の姿</p>	<p>「谷津田」が位置づけられており、非常によいと思う。</p>	<p>谷津田・森林は、本市の緑と水辺を構成する特徴的な要素と認識しております。</p>
35	<p>第3章 本計画における基本的な考え方 2 目指す緑と水辺の姿 (3)「近隣レベル」で目指す緑と水辺の姿</p>	<p>「近隣レベル」、実質的な説明はわずか2行で、どのように変えるのか全く読み取れない。オオガハスの花托の様に公園や街路樹などがぶつぶつに切れていることが問題で、それらをつなぐ緑と水のコリドーをつくり生物多様性を豊かにする視点が必要ではないか。</p>	<p>生活圏の「近隣レベル」や「緑と水辺に関わる人々」の内容も重要と考えています。今後、計画素案を作成していく段階では、これらに関する記載の充実を図っていきたいと考えています。 なお、近隣レベルで捉える緑と水辺の姿については、これまで、緑と水辺を物理的につなぐことを目指すものですが、今後は、財政状況等を踏まえると、既成市街地の大幅な改造は難しく、生き物によっては、点在する環境で好む種もいるため、地域の緑と水辺（ハード）に、人や生き物（ソフト）が関わっていく姿を目指すものとしています。</p>
36	<p>第3章 本計画における基本的な考え方 3 本計画で重要視すること</p>	<p>谷津田のグリーンインフラ機能については、近年、注目されている。 各種資料等を参考にして、本プランの充実を期待する。</p>	<p>本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画（新たに生物多様性地域戦略の内容を含む）と連携を図りながら、記載の充実を図っていきたいと考えています。</p>

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
37	第3章 本計画における基本的な考え方 3 本計画で重要視すること	<p><関わる人> 今のような公園の行き方があるが、大高正人がやった県文化会館の周辺の緑、県立美術館とポートタワー周辺の緑のような、まちと一体となった街の品格を上げるやり方がある。みどりは大変幅が広く維持していくには公園事務所の外注だけでは、きめ細かいことはできません。地域の力がこれまで以上に重要となります。地域の人ができることは地域の人に任せ、出来ないことを後援事務所がやるように割り切ることが必要だと思う。最近聞くのは高経年マンションに管理レベルの高いところと、できないところに分かれてきている。市の計画書に「一元論と二元論」というコラムがあったが、公園事務所と地域住民と分けるのではなく、お互いにやる範囲を決めて共同でやるようにとすること。</p>	<p>新たな計画においては、都市デザインを重視していくとしており、まちづくりの進め方に関するご意見については、今後の参考にさせていただきます。 また、今後の人口減少、少子高齢化が本格化していく中でも、緑と水辺のまちづくりを多様な主体との協力の下で実施していくことは重要と考えています。補完性に関するご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
38	第3章 本計画における基本的な考え方 3 本計画で重要視すること	<p>グリーンインフラとして農地や住宅地も位置づけるのであれば、個人の資産であることから持ち主にもグリーンインフラの考え方を理解してもらう必要がある。周知啓発を積極的にしていただきたいと思う。</p>	<p>本計画において、グリーンインフラは重視していくこととしており、対象は官民を問わないものとしていきたい。周知啓発に関するご意見に関しては、今後の計画づくりや事業を進めていくにあたって参考とさせていただきます。</p>
39	第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性 1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性	<p>カヤック体験などのアクティビティも大切だが、家族や子供たちが安心して川遊びができる親水エリアの創出も大切だと考える。 坂月川では最近家族連れで水遊びに訪れる方が増えているが、安全な場所（足をとられない浅瀬）が少なく、狭いエリアでザリガニ捕りを楽しんでいる。小学生の校外学習の絶好のエリアだが、1学級も入れれば満員。自然河岸だからこそできる学習（水生生物調査）や楽しみ方（ザリガニ捕り）がある。親水エリアを創出、整備することは、水辺の好感度を増す施策ではないか。</p>	<p>坂月川の親水エリアは、市としても水遊びができる貴重な親水空間として認識しています。親水エリアの創出・整備に関するご意見について、川辺の公共施設として、例えば公園の再編時にあっては、親水性をより高めるような施策の方向性等に関して、今後検討していきたいと考えています。また、本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画（新たに生物多様性地域戦略の内容を含む）とも連携を図っていきたいと考えています。</p>

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
40	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>子どもたちが、生涯にわたって、緑と水辺を大切にしようと思う気持ちを醸成するための、施策が少ない。</p> <p>まずは子どもたちが、緑と水辺をたのしみ、楽しかった面白かったという思いを持ってもらうための機会を作る必要がある。市民ができることは、川遊び、里山での生き物探し、植物を育てて、収穫するなどを、生活のあちこちにちりばめること。家族と、学校で、地域で、そのような取り組み（川遊びをするため川をきれいにする、里山の整備を行うなど）をおこなう場合に、千葉市が助成金をだしたり、コーディネートする人材を育成し派遣することに力を入れることを盛り込むべき。子どもたちにすばらしい海辺、川辺、里山を残すことが、政策につながっていく。また、家族と、学校で、地域で、そのような取り組みをおこなう場合に、千葉市が助成金をだしたり、コーディネートする人材を育成し派遣することに力を入れることを盛り込むべき。</p>	<p>骨子案の段階では、施策の方向性は一端を示すものとなっていましたが、今後、計画素案を検討していく段階では、子ども達が楽しめる施策の方向性について充実を図っていきたいと考えています。また、本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画（新たに生物多様性地域戦略の内容を含む）とも連携を図っていきたいと考えています。</p>
41	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>最近建てられる一戸建ての家には土がなく、以前庭に使っていた空間は、駐車場となり、空間は人工芝が置かれている。それでは、大人も子どもも土や緑に親しめないばかりか、輻射熱によって気温も上がり、地球温暖化を促進することになってしまう。対策として、敷地に緑を植えようとする家庭や、庭木を植える建築建築業者へのインセンティブが必要ではないか。</p> <p>土や緑があるとどのくらい温度が違うのかなどの科学的な情報提供も含め、市民の啓発をおこなってほしい。</p>	<p>最近の住宅等における緑の状況等に関しては、本市も認識しており、屋上壁面緑化時の一部助成や、緑地協定締結地区での記念樹の提供等を行っています。緑化の更なるインセンティブや緑の効果等に関わる啓発については、今後検討していきたいと考えています。</p>
42	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>「有機農業の振興やそのための農業技術支援等の検討」というような内容も加えていただきたい。</p> <p>環境への負荷を抑える農法は、土壌環境や水質の改善、生物多様性を守ることなどにつながり、特に有機の水田では、さまざまな生き物の住む水辺となり得るため。併せて、子どもたちや市民への、食、農、環境が繋がった教育の素材ともなり得る。谷津田などでの米作り体験や市民農園でももちろん、新規就農者や有機栽培に興味をもつ慣行栽培農家などへも、有機農業（または環境保全型農業）普及のための積極的な支援や働きかけを、農政課とも連携しながら進めていただきたい。</p>	<p>有機農業振興等に関するご意見については、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。その際には、本計画と同じタイミングで改定作業を進めている農業基本計画と調整を図っていきたいと考えています。</p>

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
43	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>計画で重要視することにグリーンインフラを保全・創設、活用する施策の推進とあるが、施策の方向性に落とし込まれていない。生物多様性の保全、健全な水環境の保全などは谷津田・農地に任せ、圧倒的多数の住民が住む空間は今までと同じでは題目を掲げただけとのそしりを免れ得ない。例えば、街路樹、近隣公園そして街の中に残っている自然環境などを生物多様性・水環境の保全の視点で眺めれば、公園配置、緑の廊下、樹種の構成そして剪定・草刈などの管理手法も抜本的に見直す必要が出てくるはず。今までとおなじ景観重視の延長線にあるとしか読めない。</p>	<p>骨子案の段階では、施策の方向性は一端を示すものとなっていましたが、今後、計画素案を検討していく段階では、グリーンインフラに係る施策の方向性について充実を図っていきたく考えています。また、本計画と同じタイミングで改定作業を進めている水環境保全計画（新たに生物多様性地域戦略の内容を含む）とも連携を図っていきたく考えています。</p>
44	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>若葉区東寺山の遊水池に続くところに、千葉市原地区の谷津田保全地域があります。コサギや鴨が飛来し、毎日の散歩に季節を感じホットする場所。昨年は遊水池の南に続く緩やかな棚田は、ほぼ一面に田植えがされ、今年は7割ほどに減っている。東側のエリアは（たぶんこの地区が原町谷津田保全地区か）田んぼは半分以下。以前は近隣の小学校の体験学習の場として田んぼの一部を耕していた。谷津は大きいものではないが、市街地、住宅地に近いこの場林に囲まれた谷津を体感できる貴重な場所。ぜひ、この谷津を本来の谷津に。田んぼの所有者が高齢化、後を継ぐ人がいないなどで放棄せざるを得なくなり、今の状態になった。市民の力も併せてこの谷津田が保存される方策を考えてほしい。</p>	<p>多様な生物が生息する谷津田については、市内の緑と水辺を構成する主要な要素と認識しており、市内14地区において土地所有者の協力により保全協定を締結し、谷津田の保全に取り組むとともに、谷津田で保全活動を行うボランティア団体と土地所有者、市の3者で活動協定を締結し、その活動を支援しています。今後も、土地所有者やボランティア団体と連携を図りながら保全を推進していきたく考えています。</p>
45	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>環境保全に特化した人材育成と支援を。坂月川の遊歩道は近隣の人たちの散歩コースとして利用されている。坂月川愛好会の方たちの20年以上にわたる活動の成果だと思う。活動のきっかけは、千葉市が開催したエコリーダー養成講座（？）の卒業生たちの「坂月川をきれいにしたい」という思いから始まった。他にも田んぼや森の保全活動を行っている方もいると聞く。活動をする方の高齢化を聞きます。人材育成を千葉市が担うことで問題を補完できないか。</p>	<p>谷津田においては、環境保全への意識を醸成するための自然観察会や、ボランティアの育成に向けた自然体験教室を開催しているところですが、活動の担い手の高齢化が進んでいることは認識しています。活動の担い手を発掘し、育成していくことは重要と考えているため、こうした施策の方向性を今後検討していきたく考えています。</p>

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
46	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>樹木剪定の工夫を行う。コスト削減というよりは樹木の質を高め花木を楽しむ。千葉市は公園管理を始めてから、緑の協会時代を通じて日が浅く、他自治体のWeb資料を見るだけでも参考になる。しかし樹木は理屈でなく、一つの現場を3年以上経過観察しないと、現場に立ってもイメージが描けない。したがって外注先の研究熱心なところには、ボーナスをつけても結果は必ず良くなる。今の数字だけの入札制度では荒れるだけ。</p>	<p>樹木の剪定、関係する業務の発注等に関するご意見については、今後、事業を実施していくにあたって参考にさせていただきます。</p>
47	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>公園維持管理方法は、樹木の内容、住民居住データや利用率を見て心地よい場所にすべきだ。おゆみ野のなかよし公園は一度作り直しているが、深緑・花・紅葉・栗の実があり誉田町からも親子連れが来る。ダートなのが近所迷惑だがコストがかからず利用率が高いとおもう。今年のヤマボウシは一本除いて剪定をしていないので、やっとヤマボウシらしく花が付いたが、これからどう手入れしてもらえるのかが気になる。剪定した一本は、他の木より背が高く伸びたが花はほとんどついていない。</p>	<p>公園の維持管理方法や今後の手入れに関するご意見については、庁内の関係部署間で情報共有を図るとともに、維持管理を進めていく上で参考にさせていただきます。</p>
48	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>公共財としての意識を持つこと、少なくなる資源を有効に使うこと</p> <p>一例として一蘇我野ふれあい公園。線路と高速に面している。電車や貨物列車が見られる公園中央に超広い広場があり、男女別の立派な多機能トイレがある。大型の遊具も揃っている。春は桜が綺麗で花見客も少し。住宅街にあり子供が遊ぶには静かな良いところ。区画整理で作られた公園で広く住宅街の外れにあり、幼稚園児の遊び場や、幼児の遠足にも出来るような構造で、地域の公園としては素晴らしい。市長への手紙を一覧を見ると、来園者の駐車する車が多く住民からのクレームが乗っていたが、「情報提供制度により警察に通報し駐車禁止区域にする。」と無茶な回答が載っていた。見に行ったところ、案の定交通標識でなく公園事務所のボードで公園の周りにぐるりと「駐車ご遠慮ください。」が建ててあった。内房線に面した道路側に多機能トイレもあり、住民に迷惑をかけず駐車できる設計になっているが、役所には「施設を活かすという考え方と公共物とは何かの考え方」がなく、住民にも公共物の利用という考え方がないことが発端だと言える。</p> <p>・法令などで設置義務のある施設の数合わせがひどい。時代と法令が合わなくなっている点など、今後どう調整していくのが問題であるが時代の進歩の方が早く間に合わない。</p>	<p>不特定多数の方が利用する公園においては、それぞれの利用者がルールやマナーを守り、他の利用者のことも考えることが重要と考えています。今後の公園管理に関するご意見として参考にさせていただきます。</p>

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
49	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>公共財と個人の申し出の処理について</p> <p>公園は公共財であり、個人権限が及ばない、住民の一言で公園の価値を損ねる行為は止めるべき。日照問題は、建築基準法の用途地域にあった内容で処理すべき。隣地とのプライバシー問題の目隠しは（民法235条）、個人の占有問題と細かいことが色々あるがあらかじめQA方式で作られた様子を配布して公共意識を高めて処理してほしい。</p>	<p>高木等は夏場に日陰をつくりだす等、環境改善に果たす効果が大きく、それと同時に、公園隣接地にお住まいの方にとっては、日照が遮られることもあると認識しています。地域の声を聴きながら、状況に応じて、ケースバイケースで対応を図っていくことになると考えています。今後の公園管理に関するご意見として参考にさせていただきます。</p>
50	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>阪神・淡路大震災の際、公園協会が街区公園の防火性能を評価していた。又ビパークでの使い方、滞留期間についてそれ以降続けて調査している。延焼防止には樹木の下に中低木がないと効果がないと書かれていた。年々車中泊用品が進化し災害時の公園の利用法なる本も出るようになってきた。そういう事態への対策と震災後の廃棄物の置き場になる可能性が十分あり、対応するべきガイドラインと言うか方向性を決めておくべきだ。イメージが描けるだけでも大分状態は変わってくるものだ。ゴミの分別化を始める時に、市が仮置き場を決めたが溢れかえって四方へ広がってしまった。</p>	<p>災害時等において、公園が果たす防災機能については、重要なものとして認識しています。非常時の公園利用に関するご意見については、今後の公園のつくりを考慮していく上で、参考にさせていただきます。</p>
51	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>1 緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性</p>	<p>表の中の、土地所有者等の理解を得つつ緑化を推進する（立地適正化計画の居住促進区域内）緑化敷地の改修時において、既存の緑の保全を検討する（緑化基準の見直し）住居の近くに、せっかく緑地があっても、手入れがされず、台風の際に大木が道に倒れたり、折れた枝がベランダの屋根を壊したりという事例があったと聞く。緑地に指定することは、所有者にとっても周囲の住民にとっても、自然を守る意味があるが、これから、一定の規定をして、所有者の日頃の努力もできるように考えていく必要がある。</p>	<p>住宅や民間施設等における緑化については、土地所有者等によるその後の手入れも重要と認識しています。個人の所有地等において、手入れ等に条件等を課す場合には、慎重な判断が必要であるため、ご意見については、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
52	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>2 本計画において設定する目標</p>	<p>緑被率は現状維持という指標になっているが、本当にそれでよいか。増やしていく方向で考えなくて良いのか。</p>	<p>緑被率の目標値について、近年の動向からみて、市域の約半分の緑は維持できているものの、開発等によって緑が失われやすいことを考えると、この先、緑被率を向上していくことは容易ではないと考えています。このため、緑被率については、水準を保つことを目標にしたいと考えています。</p>
53	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>2 本計画において設定する目標</p>	<p>成果指標の中で、緑と水辺まちづくり活動の表彰数を目安にしているが、これは結果であり、目指すものではないのではないかと。表彰に至らなくても、小さな活動が街にあふれるような政策を求めたい。また、家で植物を育てる市民が増えることも一つの目安になると考える。</p>	<p>植物を育てる等、緑に関わることは日々の生活が潤いをもたらされると認識しています。市としては、まちづくりの視点から、身近な緑と水辺のまちづくりに意欲的に取り組み、地域に根差した活動を実施している活動者（個人や団体）を増やしていきたいと考えています。意欲的な活動者数を直接把握することは困難であるため、間接的な捉え方にはなりません。緑と水辺のまちづくり活動の表彰数を目標にしたいと考えています。</p>
54	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>2 本計画において設定する目標</p>	<p>成果指標の項目は全て見直し客観的数値にしなければなりません。表彰数は主催者が恣意的に操作できる。「緑の豊かさ」、「水辺が魅力的」の判断基準は明確でない。生物多様性の保全に逆行する景観であっても勘違いする人は多い。街の中の公園モデル、水辺モデルを設定し、モデルの実現件数を目標とすべき。なお、緑被率は各区分に設定すべき。緑区・若葉区が増えても、人口密集地で減っては意味のない数字となる。</p>	<p>表彰については、外部委員（学識経験者）による評価を想定しているため、恣意的に操作するようなことはないものと考えています。また、「緑の豊かさや水辺の魅力度」については、子どもから大人まで、様々な視点の評価者によって総合的に判断されることが望ましいと考えており、成果指標としては適していると考えています。このほか、公園モデルや水辺モデル、行政区別の緑被率の目標設定に関するご意見については、今後の検討にあたっての参考にさせていただきます。</p>

番号	区分	意見の概要	意見に対する考え方（案）
55	<p>第4章 緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性</p> <p>2 本計画において設定する目標</p>	<p>緑被率を現状維持とするなら、開発行為で失われる樹木の代わりに植林することなども考えていただきたいと思う。自然に大きくなる分だけでは足りないと思う。</p>	<p>緑被率を維持する上では、開発等に伴う緑の減少に対する影響を軽減を図っていくことは重要と認識しています。今後の事業を進めていくにあたって参考とさせていただきます。</p>